

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表に掲げる事務を定める規則をここに公布する。

令和 6 年11月22日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市規則第98号

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表に掲げる事務を定める規則

(条例別表に規定する規則で定める事務)

第 1 条 名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（令和 5 年名古屋市条例第46号。以下「条例」という。）別表 1 の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市障害者医療費助成条例（昭和48年名古屋市条例第19号）第 4 条第 1 項の規定による医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市障害者医療費助成条例第 6 条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）第 7 条第 1 項の規定による医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (4) 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則第 8 条第 2 項の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第 2 条 条例別表 2 の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年名古屋市条例第43号）第 4 条第 1 項の規定による医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第 6 条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則（昭和53年名古屋市規則第 102 号）第10条第 1 項の規定による医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則第11条第 2 項の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第 3 条 条例別表 3 の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市子ども医療費助成条例（昭和47年名古屋市条例第73号）第 5 条第 1 項の規定による医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市子ども医療費助成条例第 7 条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 名古屋市子ども医療費助成条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第 131 号）第 8 条第 1 項の規定による医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市子ども医療費助成条例施行細則第 9 条第 2 項の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第4条 条例別表4の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市福祉給付金支給要綱による受給資格の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市福祉給付金支給要綱による変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金資格者証の交付を受けている者からの福祉給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。